

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

吉野大臣、これからどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど来、各議員から指摘がありますとおり、前大臣の暴言、これは断じて許されぬ、同じ思いであるということをお聞きしました。

そこで、私も民進党は、昨日、会議を開きまして、東北各地からも地方議員の方にもいらしていただいて、抗議文というものを総理と新大臣宛てに提出したわけです。大臣、きのうは出張中ということ、橋副大臣に私と金子委員から直接お渡ししました。

この抗議文の内容、大臣、既にお目通しされていますでしょうか。お答えください。

○吉野国務大臣 はい。けさ、橋副大臣から、抗議

文そして会議の内容を聞かせていただいたところですよ。

○階委員 ここで、皆様にも御紹介したいと思えますけれども、今村前大臣については、過日の記者会見においても暴言を連発して、四月の二十五日には、東日本大震災は東北だからよかつた、復興大臣としてのみならず、政治家として、さらには人間としてあるまじき暴言を言い放つたというのを指摘させていただいております。

その上で、そうした発言は東北に住む全ての人々の気持ちを踏みにじる許しがたいものだと、こと、民進党として強く抗議し、安倍総理の任命責任も問うというところであります。

我々としては、今村前大臣の速やかな議員辞職を求めたい、そして、今村氏には東北各県を訪問してもらって被災者の方々に直接謝罪するよう申し入れるということ、きのう抗議文に書かせていただいております。

この点について、大臣の御所見をお願いします。

○吉野国務大臣 私も、同じ東北の一人として、すぐ怒りを持っております。

その意味で、抗議文を読ませていただきました。ここには議員辞職というところも書かれているわけですが、議員辞職の問題については、政治家としての出処進退については本人が判断すべきものというふうには考えております。

でも、抗議文に書かれているとおり、私も怒り心頭でございます。

○階委員 この中にも書いていますけれども、このたびの発言は、復興大臣以前に人として問題で

あるというふうには我々は捉えているわけですよ。こうした発言が、いかに被災地の皆さん、ひいては東北の皆さんの気持ちを傷つけたかということ、ぜひ前大臣にはもっと深く自覚してもらって、その上で、やはり一番適切な対応は議員辞職ということになると我々は思っています。

少なくとも被災地を訪ねて謝罪はすべきだと思いますけれども、謝罪という点についてはいかがでしょうか。

○吉野国務大臣 前大臣とはまだ事務引き継ぎもしていませんし、電話等での会話もしていません。ですから、早急に前大臣とお会いをして、この抗議文の中身も伝えて対処していきたいと思っております。

○階委員 きょうは、お手元に資料も配らせていただいておりますが、これまでの復興大臣等の言動で、問題だということでニュースなどで報じられた事例を集めております。

逐一取り上げませんが、ここ最近、何か頻発するようになってきているというのが趨勢としてわかるのではないかと。しかも、同じ人が繰り返して問題発言をしている、一回目、謝罪し撤回しておきながら、次にまたもつとひどい発言をして辞任に追い込まれている、こんなことが見てとれるかと思えます。

要は、何を言いたいかといいますと、一回目で責任をとっていけば、二回目ということはなかったわけですね。私は、吉野大臣にはこうした問題発言というのは起こらないと思えます。ただ、部下である政務三役以下復興庁の職員について、同

じようなことがまた起きないとも限らないと思っております。もしこうした問題発言が起きるようなことがあれば、大臣として一回目から厳しく対処していただく、その御決意を伺いたいと思いません。

○吉野国務大臣 今村前大臣の四月二十五日のパーティーでの発言、東北でよかったという発言は、許すことのできない発言と考えております。また、務台前大臣政務官は、三月十日、政務官を辞任されましたが、務台前政務官の被災地での言動は被災者の心情への配慮に欠けた不適切なものだったと考えております。

このように、一カ月半の間に復興庁の大臣、大臣政務官の二人が相次いで辞任をするという事態に至り、復興庁の信頼は損なわれております。被災者を初め国民の皆様方に大変申しわけないと思っております。

こうした状況の中で復興大臣となった私としては、内閣の一員として常に緊張感を持ち、福島のみならず各地の被災地を数多く訪問して、いろいろな被災地の意見をよく伺うとともに、被災地出身の大臣としての、被災者の心に寄り添いながら、まず信頼回復を図り、復興をさらに加速させてまいります。

○階委員 大臣御自身のことについてはよくわかりました。

ただ、私が言っているのは、再発防止のためには、大臣のみならず、部下である政務三役あるいは職員に対して、問題のある言動があれば直ちに厳しい処分をする、こういう決意が必要ではない

かと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○吉野国務大臣 階委員がおっしゃるとおりであります。

緊張感を持って、復興庁、政務三役、そして職員を率いてまいりたいと思っております。緊張感を持ってやらせていただきます。

○階委員 ぜひ、こうしたことがもう二度と繰り返されないよう、吉野大臣、先頭に立って組織の引き締めに取り組んでいただきたいと思えます。

その上で、きょうは、幾つか質問を用意してまいります。

昨今ニュースで取り上げられました、農林水産省OBによる談合事件。この談合事件、資料の二枚目に新聞記事をつけておりますけれども、何かその後、どういうような調査をしているのか、内部調査がどうなっているのか、よくわかりません。内部調査体制がどうなっているか、それから調査の進捗状況はどうなっているか、農水省の方から簡潔にお答えいただければと思います。

○奥田政府参考人 お答えいたします。

農林水産省といたしましては、政府として平成六年一月に閣議了解いたしました公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画、これを踏まえて、入札談合情報に的確な対応を行うためのマニュアルを作成しております。その中で、各地方農政局に、総務部長、会計課長等を構成メンバーとする公正入札等調査委員会を設置しているところでございます。

三月十九日の朝日新聞の報道を受けまして、東北農政局に設置している同調査委員会を三月二十

四日に開催し、調査内容や範囲などを決定し、調査を進めてきたところでございます。

調査におきましては、多くの民間企業等から事情聴取をする必要がございます。それぞれの方に御都合があることから、具体的な調査の終期を申し上げることは困難でございますが、可能な限り速やかに調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、マニュアルでは、公正入札等調査委員会が調査案件について結論を得ようとするときは、弁護士などの第三者から成る入札等監視委員会から意見聴取を行わなければならないとされているところでございます。

今回の調査におきましては、調査の初めからこの入札等監視委員会の指導を受けながら、入札参加企業への事情聴取などを進めているところでございます。

以上です。

○階委員 ことしの初めに、文科省でも天下りの問題が起きました。この問題は国家公務員法違反ということで重要な問題であったわけですが、今回は談合罪という刑法犯の問題にもなっているということですから、これは本当に、OBがかかわったということも書かれているわけですが、農水省としては、重大な問題だという認識を持って、スピーディーに取り組んでいただきたいと思えます。そして、その上で、復興に関する工事の発注のあり方について、私は問題提起をしたいと思えます。

この問題の背景には、二枚目の記事にも書いて

おりますとおり、大規模な工事になりますと、ゼネコンしか参加できない、A評価のあるゼネコンしか参加できないというのが遠因になった。ゼネコンにはOBがたくさん行っているわけですから、結果的に、OBがいるゼネコン同士で談合みたいなことが行われるということが起き得るわけです。

翻って考えますと、復興工事は地元の経済にとっても重要なことです。地元の事業者がどんどん参加できるようになれば、きょう問題としたような不祥事も生じませんし、また被災地の経済の活性化にもつながるだろう。

したがって、私は国交省さんもきょう呼んでおりますけれども、国交省、農水省ともに、大きな復興工事を発注している立場です。こうした工事の発注はまだ続くと思えますけれども、なるべく、ゼネコンだけが発注に参加する、入札に参加するということがないように、工事を小分けにしていくべきだというふうに考えます。

簡潔で結構ですので、それぞれの省から御答弁をお願いします。

**○奥田政府参考人** お答えいたします。

震災復興を迅速に進めていくためには、一般的に、工事発注に当たって一定以上の発注規模を確保すること、これが有効でございます。他方で、営農や水管理に係るきめ細やかな調整を要する工事等につきましては、小さな規模で発注することも必要でございます。このため、これらの工事を適切に組み合わせる実施していくことが効果的であると考えてございます。

今後につきましても、工事の特性に応じまして公募案件を設定していきたい、このように考えてございます。

**○田村政府参考人** 国土交通省の直轄工事についての取り扱いをお答え申し上げます。

国土交通省の直轄工事につきましては、工事の競争性、透明性を確保しつつ、幾つかの措置を講じております。

一つは、入札の参加要件におきまして、会社の本支店や営業所の所在地といったような地理的条件を適切に設定すること。

それから、総合評価方式におきましては、企業の災害時における活動実績を加点評価するというふうなことにによりまして、なるべく地域の企業を対象とする工事発注に努めております。

さらに、東日本大震災の復旧復興事業につきましまして、これらに加えまして、地域の企業が入札に参加できる工事の対象金額を拡大するというふうな措置も講じております。

さらに、小分けというお話もございましたけれども、国交省の直轄工事におきましては、入札不調の発生状況を注視しつつ、可能な限り分離分割発注に努めているところでございます。

**○階委員** ぜひ、地元の業者が積極的に工事に参加して、天下りOBがいるところしか入札に参加できないという状況がないように、両省において今後取り組んでいただきたいと思っております。

ちよっと時間の関係で一つ飛ばしまして、事業承継時の債務保証について経産省にお尋ねします。資料の三枚目をごらんになってください。

事業承継時に、それまで経営者が保証していたものが切りかわる場合が間々あります。経営者がかわってもそのまま保証したいというのであればそれはいいんでしょうけれども、実際には、後継者とされる人が、保証するのが嫌だということで、事業承継が円滑に進まないケースが間々あるわけです。被災地でもそういう問題があつて、既に御高齢になった経営者の方が、事業承継したいんだけれどもできなくて困っているというお話も聞いております。

こういう事業承継時の保証の扱いについて、この資料にありますとおり、後継者には当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するようというところで、金融機関に対して促しているわけですが、なかなか実際にはそうならないケースもあると伺っております。

そこで、私が考えるに、事業承継で後継者の債務保証を求めないような金融機関については、新規融資をその金融機関が行う場合には信用保証の面で優遇措置を設けるとか、何らかのインセンティブをつくることによつて、先ほど申し上げました、事業承継で承継人がまた保証しなくちゃいけないということになるべく減らすような、そういう取り組みをすべきではないかと思っておりますが、経産省、お答えください。

**○吾郷政府参考人** お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございましたとおり、経営者の個人保証には、やはり事業承継を行いくくすという面があるのは御指摘のとおりでございます。

今御紹介がございましたとおり、経営者保証に  
関するガイドラインにおきましても、こうした問  
題意識のもとで、事業承継時の金融機関の対応に  
についても定めておりまして、この中で、当然に個  
人保証を引き継がせるのではなくて、その必要性  
を改めて検討すべきこと、そして、その結果とし  
て、仮に後継者と保証契約を締結する場合であつ  
ても、適切な保証金額の設定に努め、さらに、そ  
の保証契約の必要性についても丁寧かつ具体的に  
説明することなどを定めているところでございま  
す。

私どもといたしましては、経済産業省、金融庁  
連携して、本ガイドラインの周知、普及に取り組  
むとともに、事業承継時の対応を含めて、ガイド  
ラインの活用状況についてしっかりフォローアッ  
プを行っていただいているところでございます。

さらに、事業承継時に既存の保証契約の見直し  
を希望される中小企業者の方に対しては、専門家  
による相談対応というのもしておりまして、こう  
いった取り組みを通じて、今後も中小企業の方が  
事業承継をされる際の円滑な承継の環境整備に努  
めてまいりたいと考えております。

○階委員 問題意識を持って、引き続き取り組ん  
でいただきたいと思います。

復興大臣にも、ちよつと見過ごされがちな問題  
をお聞きしたいと思うんですが、以前にもこの委  
員会で取り上げたんですが、高台移転をするよう  
な場合に、移転先の土地は新たに造成された土地  
であつて、いろいろと、地盤が弱いか建物建  
てたけれどもふぐあいが生じるとか、土地の問題

が起きがちであります。

そうした場合の、売り主である自治体側の瑕疵  
担保責任、これが、自治体によつては、契約によ  
つて瑕疵担保責任が免除というふうなこともあり  
ます。これをされるとやはり、買って新たにおう  
ちを建てた被災者の方々も安心できないというこ  
とでありますから、瑕疵担保責任については、文  
言上免除となつている自治体についても、やはり  
瑕疵担保責任というのを広く負うような、そうい  
うような運用をされるべきと私は考えますが、大  
臣、この点について御所見をお願いいたします。

○吉野国務大臣 お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、造成された宅地の売却  
時にどのような契約を交わすかは、売り主である  
市町村の判断に委ねられております。一部の市、  
町は、瑕疵担保責任も免責する特約を設けており  
ますが、瑕疵が生じた場合には真摯に対応する方  
針であるというふうに聞いてございます。

引き続き、被災者が安心して宅地を取得できる  
よう、適切に対応してまいれる所存であります。

○階委員 最後に、法務省にお尋ねします。

法テラスの特例法というものが現在施行されて  
いますが、来年の三月末で期限が切れるというこ  
とであります。法テラスの特例法によつて、経済  
的な状態にかかわらず、無料で法律相談が受けら  
れるといったような恩恵があるわけでございま  
すが、この特例法、期限が切れますと、まだまだ被  
災地ではいろいろな法律問題が生じます。今申し  
上げました土地の問題を初め、まちづくりに関し  
てもいろいろな問題が出てくると思ひます。

したがつて、来年で区切るということではなく  
て、さらに延長すべきではないかと考えますが、  
いかがでしょうか。

○鈴木委員長 小山法務省司法法制部長、時間が  
来いますので、簡潔にお願いします。

○小山政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の法テラスの関係の特例法でございま  
すが、これは、当初の期間が延長されて、今委  
員御指摘がありました平成三十年の三月三十一日  
まで延長されておりました、まだ一年弱の期間が  
残っております。

法務省といたしましては、委員の御指摘がござ  
いました同法の再度の期間延長の要否につきまし  
ては、今後の震災法律援助の利用実績、被災者の  
ニーズ等を踏まえつつ、状況を見守つてまいりた  
いと考えております。

以上です。

○階委員 これで終わります。ありがとうございます。